

5月の相談日です。

日々の生活の中で、誰かに相談したいと思っていることや疑問に感じていることはありませんか。

そんなあなたからの声に応えるための各種無料相談窓口を紹介します。

秘密は厳守されますので、ひとりで解決しようとせず、まずは相談してみてもいいですか。



* 市民相談センターは、市役所棟原庁舎北側の就業改善センター2階にあります。

一般相談

日常生活の中での困りごとや悩み、分からないことなどの相談を受け付けます。困ったらまずは相談を。

期日 月曜日～金曜日
時間 9:00～16:00
会場 市民相談センター
市民相談センター ☎0088

消費生活相談

契約トラブルや消費者金融、多重債務、商品苦情など、消費や契約に関する相談を受け付けます。

期日 月曜日～金曜日
時間 9:00～16:00
会場 市民相談センター
市民相談センター ☎0088

法律相談(先着8人)

期日 5月2日(金)・16日(金)
時間 10:00～12:00
13:00～15:00
会場 市民相談センター
予約 8:30～
当日電話予約のみ

市民相談センター ☎0088

心配ごと相談

日常生活から起こる家庭問題や金銭貸借などの紛争を解決。司法書士と民生委員が対応します。

期日 5月9日(金)・23日(金)・30日(金)
時間 9:00～11:30
会場 市民相談センター
市民相談センター ☎0088

暮らしなんでも無料相談

日常生活でのトラブルや悩みごと、困ったことなどの相談を受け付けています。

期日 月曜日～金曜日
時間 9:00～17:00
相談ダイヤル ☎054(646)6055

女性相談

女性の抱えるさまざまな悩みを、女性相談員と一緒に考え、解決の糸口を探すお手伝いを電話や面接にて対応します。

期日 火・水・金曜日
時間 8:15～17:00
会場 さざんか
家庭児童相談室 ☎0071

巡回交通事故相談

県交通事故相談所の専門相談員が、交通事故に関する相談に応じます。事前予約が必要となります。

期日 5月10日(金)
時間 10:00～15:00
会場 市民相談センター
市民相談センター ☎0088

税の無料相談

税務・会計など税に関するあらゆる相談に無料で応じます。事前予約が必要となります。

期日 5月16日(金)
時間 13:30～15:30
会場 市民相談センター
東海税理士会島田支部 ☎0547@6575

行政相談

行政相談委員が、行政に対する苦情や要望などの相談を受け付けます。

期日 5月2日(金)・16日(金)
時間 10:00～12:00
会場 市民相談センター
市民相談センター ☎0088

介護相談

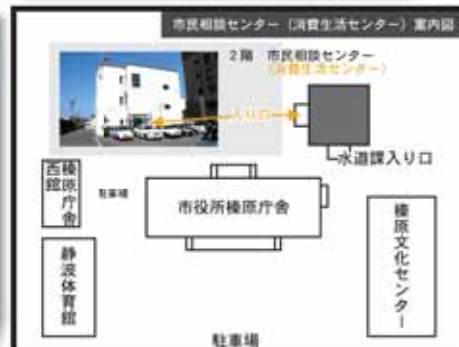
介護する人たちを支えるため、相談・支援体制を整えています。

期日 月曜日～金曜日
* 祝日を除く。
時間 9:00～17:00
(水曜日は19時まで)
会場 棟原庁舎2階相談室
高齢者福祉課 ☎0076

高齢者虐待予防相談

「高齢者に関する虐待かな」と思ったときの相談です。事前に問い合わせをして、気軽に相談ください。

期日 5月18日(金)
時間 13:30～16:00
会場 相良保健センター
地域包括センターさがら ☎1900



*職員や来庁者など、他人に会うことなく入ることができます



後期高齢者医療制度の保険料は、被保険者全員が負担する「均等割額」と被保険者の前年の所得に応じて負担する「所得割額」を合計して、個人単位で計算されます。この保険料率は都道府県ごとに決定し、2年ごとに見直されます。平成30・31年度の新保険料率は医療費の増加などを考慮して、次のとおり改定されました。

▶平成30・31年度の保険料率(年額)

| 区分 | 平成28・29年度 | 平成30・31年度 |
|------|-----------|-----------|
| 所得割率 | 7.85% | 7.85% |
| 均等割額 | 39,500円 | 40,400円 |

保険料＝(均等割額：40,400円)＋(所得割額：基礎控除後の総所得金額など×7.85%)

▶均等割保険料の軽減対象が拡大されます

均等割保険料の5割軽減・2割軽減について、低所得者層の負担軽減を図るため軽減対象が拡大となり、軽減判定所得基準額が引き上げられました。

| 区分 | 旧(平成29年度) | 新(平成30年度～) |
|------|-----------------|-------------------|
| 5割軽減 | 33万円+27万円×被保険者数 | 33万円+27万5千円×被保険者数 |
| 2割軽減 | 33万円+49万円×被保険者数 | 33万円+50万円×被保険者数 |

均等割保険料の軽減対象所得基準額(世帯主およびすべての被保険者の総所得金額などの合計)

▶賦課限度額が引き上げられます

中間所得者層の負担軽減を図るために賦課限度額が引き上げられました。

| 区分 | 旧(平成29年度) | 新(平成30年度～) |
|-------|-----------|------------|
| 賦課限度額 | 57万円 | 62万円 |

▶収入別保険料額のモデルケース「単身世帯で年金収入のみの場合」(年額)

| 年金収入額 | 平成29年度保険料 (適用される軽減) | 平成30・31年度保険料 (適用される軽減) | 上昇額 |
|---------------------|------------------------------|---------------------------|--------|
| 現役並み所得者 (383万円) | 209,600円 | 210,500円 | 900円 |
| 月額16.8万円 (201万円) | 61,700円 (所得割2割軽減、均等割2割軽減) | 70,000円 (均等割2割軽減) | 8,300円 |
| 月額15万円 (180万円) | 36,700円 (所得割2割軽減、均等割5割軽減) | 41,300円 (均等割5割軽減) | 4,600円 |
| 基礎年金受給者 (80万円以下) | 3,900円 ★(均等割9割軽減) | 4,000円 (均等割9割軽減) | 100円 |

(★)年金収入額が153万円以下の人は、所得割保険料はかかりません。

▶保険料の軽減特例の見直し

制度発足時からの激変緩和措置として継続してきた特例制度が、制度の持続可能性や被保険者の世代間・世代内負担の公平性を高めるために見直されました。

| 均等割保険料 | 軽減の割合 | |
|---|-----------|------------|
| | 旧(平成29年度) | 新(平成30年度～) |
| 資格取得日前日に社会保険などの被用者保険(いわゆるサラリーマンの健康保険)の被扶養者だった人 | 7割 | 5割 |
| 所得割保険料 (被保険者本人の所得-33万円)の額 | 軽減の割合 | |
| | 旧(平成29年度) | 新(平成30年度～) |
| 前年の基礎控除後の総所得金額等が58万円以下(年金収入のみの場合は、153万円超え211万円以下) | 2割 | 廃止 |

平成30年度の後期高齢者医療制度の保険料率などが改定されます

問い合わせ 市民課 飯塚 ☎(23)0023